

7 東彼杵町条例第 3 4 号

東彼杵町公共下水道処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 2 4 日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

東彼杵町公共下水道処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(東彼杵町公共下水道処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 東彼杵町公共下水道処理施設の設置及び管理に関する条例（平成15年条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(手数料) 第23条 管理者は、次の各号に掲げる事務について、当該事務の申請者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1) (略) (2) 指定業者の指定の更新 1件につき <u>10,000円</u> (3)・(4) (略) (略) 2・3 (略)	(手数料) 第23条 管理者は、次の各号に掲げる事務について、当該事務の申請者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1) (略) (2) 指定業者の指定の更新 1件につき <u>5,000円</u> (3)・(4) (略) (略) 2・3 (略)

(東彼杵町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 東彼杵町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成13年条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(手数料) 第14条 町は、次の各号に掲げる事務について、当該事務の申	(手数料) 第14条 町は、次の各号に掲げる事務について、当該事務の申

請者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1) (略) (2) 指定業者の指定の更新 1件につき <u>10,000円</u> (3)・(4) (略) (略) 2・3 (略)	請者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1) (略) (2) 指定業者の指定の更新 1件につき <u>5,000円</u> (3)・(4) (略) (略) 2・3 (略)
--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。